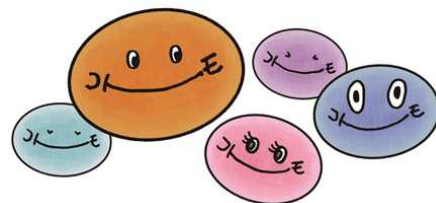


# V 平成30年度ひとり親家庭等 自立支援関係予算の概要

# 平成30年度ひとり親家庭等自立支援関係予算の概要



厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

これを踏まえた、平成30年度予算の主な内容は以下のとおり。

	(平成30年度予算額) 3,508億円の内数	(平成29年度予算額) ( 3,520億円の内数)
・ 母子家庭等対策総合支援事業	122 億円	( 114 億円 )
・ 児童扶養手当	1,711 億円	( 1,784 億円 )
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	32 億円	( 36 億円 )
・ 婦人保護施設措置費	23 億円	( 23 億円 )
・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 など（その他、他部局計上分を含む）	159 億円の内数	( 154 億円の内数)

# ひとり親家庭等の自立支援の推進

## 1. 支援につながる

### (1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

#### ○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### (2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進（後掲・10ページ参照）

- ① 婦人相談員手当の拡充【拡充】
- ② 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】
- ③ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】
- ④ 婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

### (3) その他

#### ① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：87百万円】

#### ② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

## 1. 支援につながる（続き）

### ③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

### ④ 在宅就業に関する情報提供

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

【在宅就業者支援事業委託費：12百万円】

## 2. 生活を応援

### （1）児童扶養手当の支給

① 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

② 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すため、必要な措置を講ずる。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,711億円】

## 2. 生活を応援（続き）

### （2）母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：32億円】

### （3）子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### （4）養育費の確保等支援

#### ① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：56百万円】

#### ② 母子家庭等就業・自立支援事業の推進

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、弁護士による養育費相談を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### （5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 2. 生活を応援（続き）

### （6）未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

## 3. 学びを応援

### （1）生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】

生活困窮世帯等の子どもの支援するため、「高校生世代」に対する総合的な支援や、特に小学生がいる世帯に対する巡回支援等を実施する取組を強化する。

【子どもの学習支援事業：47億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

### （2）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### （3）ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 4. 仕事を応援

### (1) 就職に有利な資格の取得支援

#### ① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

##### ・ 高等職業訓練促進給付金の充実【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

##### ・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

#### ② 母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 4. 仕事を応援（続き）

### （2）ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

#### ○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：88億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充（194か所→199か所）を行うとともに、ひとり親支援専門の就職支援ナビゲーターを追加配置し、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：35億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間、試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：24億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：468億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：741億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）



## 4. 仕事を応援（続き）

### （3）ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

#### ○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

##### ・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

##### ・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

##### ・雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カード制度の推進及び雇用型訓練を活用する企業を支援するための取組等を実施する。

(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)  
【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：39億円の内数】

#### ○公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：41百万円の内数】  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

## 4. 仕事を応援（続き）

### （4）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 5. 住まいを応援

### 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

【住宅確保給付金：17億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

## 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

### （１）婦人相談員手当の拡充【拡充】

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

### （２）若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

### （３）売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】

#### ○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の創設

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

### （４）婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

- ・ 婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

（現行）最大3名まで配置可能 → 最大5名まで配置可能

- ・ 婦人保護施設において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員の配置に係る加算を創設する。

【婦人保護施設措置費等：23億円の内数】

### 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

### 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

### 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。  
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

### 4. 手当月額（平成30年4月からの見込み額）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

### 5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・全部支給（2人世帯） 130万円 → 160万円（平成30年8月分から実施予定）
- ・一部支給（2人世帯） 365万円 → 据え置き

### 6. 受給状況

- ・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

### 7. 予算額（国庫負担分） [30年度予算案] 1,710.9億円

### 8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

### 1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

#### <内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

### 2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

#### <内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

### 3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

#### <内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

### 改正の内容

- 新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付に係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。  
【貸付限度額（案）】 修学資金：月額132,000円（修士課程）、月額183,000円（博士課程）  
就学支度資金：590,000円

### 【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

### 【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等  
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

### 【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

### 【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

### 【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市（国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3）

### 【貸付実績】

- ①母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件）
- ②父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）
- ③寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件） ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

# 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (高校生世代)

## 3. 学びを応援

- ◇ 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、**高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している**と指摘されている。
- ◇ このため、現行の高校生に対する中退防止のための支援を拡充し、高校中退者、中学校卒業後進学していない子どもをも対象に、単に高校の授業のフォローアップということだけでなく**学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う**ことにより、自分の将来への具体的なイメージを形成したり、就職、再就学、進学など**適切な進路が選べるような基礎づくり**を行う。
- ◇ 支援については、中学生までの学習支援と同様の基礎自治体単位の実施のほか、市域を越えた都道府県単位（広域）での実施も想定。

### 対象経費

◇ 支援員人件費等（人件費・旅費） ◇ 進路先選択相談支援関係費用（資料作成費・旅費等） ◇ その他費用（旅費、通信費等）

### 補助率

1/2

### ★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（抜粋）

(1) 子どもの学習支援事業のあり方

- 高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要であり、教育部門との連携はもとより、就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。

### ★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書（抜粋）

(2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進

- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…（中略）既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、**孤立防止**や、危機介入に生かしていくべきである。

### 高校生世代（10代の若年層）に対する支援



高校の授業等のフォローアップや  
基礎的学力の習得、自己肯定感の向上 など

孤立感の解消や将来への意欲向上 など

生活習慣の定着・改善 など

- ◆ 高校の中退防止
- ◆ 高校を中退した人、中学卒業後進学や就労していない人などの自分の将来への意欲向上や具体的なイメージの形成
- ◆ 希望する進路（就職、再就学、進学）の選択のための基礎づくり



# 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (小学生)

## 3. 学びを応援

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘されている**。また、平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書においても同様の指摘があった。
- ◇ そのため、貧困の連鎖の防止の観点からも、学齢期からの支援として、**家庭の事情等により学童へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回訪問を行う**ことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣などの習得と併せて、子どもの親への養育支援を通じて**家庭全体への支援を行う**。

### 対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等）

### 補助率

1/2

### ★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（抜粋）

#### (1) 子どもの学習支援事業のあり方

○家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、小学生や就学前からの早期支援が必要との指摘もあった。

### 学齢期からの早期支援

#### ○学童に行けない、通えない子ども等を対象

##### 基礎的な学習習慣の習得など

- ・宿題を行う習慣づくりなど

##### 基本的な生活習慣の習得など

- ・早寝早起き、プリントを親に見せるなど

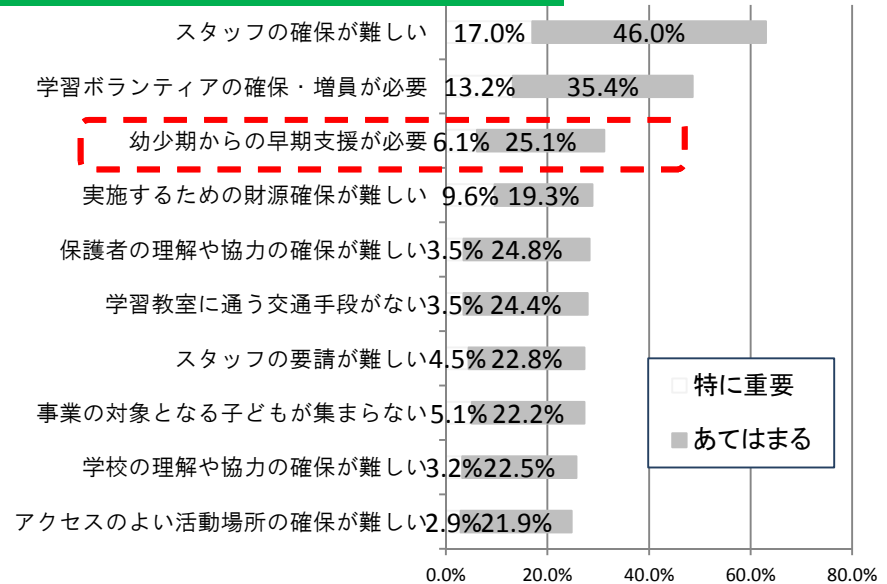
##### 親への養育支援など

- ・子育てに関する情報提供など



家庭全体を支援

### 事業実施団体の実施運営上の課題



※出典：平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット）



### 改正の内容

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

#### 【目的】

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

#### 【対象者】

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
  - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

#### 【対象資格】

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

#### 【支給内容】

- 支給対象期間：修業する全期間（上限3年）
- 支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

#### 【実施主体等】

- 実施主体：都道府県・市区・福祉事務所設置町村（国3/4、都道府県等1/4）
- 創設：平成15年度

#### 【支給実績（平成28年度）】

- 総支給件数：7,110件（全ての修学年次を合計）
- 資格取得者数：2,475人（看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人など）
- 就職者数：1,920人（看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人など）

### 拠点

#### マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワークを、東京及び政令指定都市（一部除く）に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

#### マザーズコーナー（173箇所【平成19年度より設置】）

マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワークにコーナーとして設置。

### 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

#### ○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、公的職業訓練等へのあっせん等による一貫した支援とともに、マザーズハローワークにおいて関係機関と連携しながらひとり親に対するきめ細かな相談を行う等、子育て女性等に対する網羅的・総合的な支援を実施。

#### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

#### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

#### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースを確保するとともに、相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

### 平成30年度の新規取組



#### ● 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。

事業拠点 平成29年度 194箇所 → 平成30年度 199箇所

#### ● ひとり親に対する支援の強化

マザーズハローワーク・コーナーに就職支援ナビゲーターを増員し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行う関係機関と連携した支援を実施する。平成29年度 26人 → 平成30年度 31人

#### ● 正社員への再就職やステップアップ支援の強化

マザーズコーナーに求人者支援員を増員し、正社員への再就職やステップアップにつながる両立しやすい求人の開拓を強化するとともに、大学等と連携し正社員就職のマッチング機能を充実させる。平成29年度 21人 → 平成30年度 31人

(児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数)

### 施策の目的

- 女性を取り巻く様々な問題（DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など）は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、**困難性のある問題を適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。**
- 婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。**

### 内容

- ◆婦人相談員手当額の引き上げ  
一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、**月額最大 191,800円**（現行月額最大149,300円）に**拡充**

- ◆婦人相談員の質の向上を図る観点から、以下のとおり研修受講要件を課し、これを満たす者について手当額の拡充を行う。

- 以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

- ① 国が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者

※「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（研修）

- ② 地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者

※以下の項目程度の内容を盛り込んだ研修であって地方公共団体が認めた研修とする。

- ・ 法制度、施策の理解（他制度、他施策含む）
- ・ 相談、支援スキルの習得（相談対応技術、困難ケース対応、事例検討等）
- ・ 関係機関との連携 等

\* 平成29年度末までに上記①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修を受講したものとして取り扱うこととする。（過去に受講している者も対象とする取扱い）

- ◆実施主体 都道府県・市

- ◆補助率 国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

# 若年被害女性等支援モデル事業 <新規>

婦人保護事業の推進

(児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数)

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10

## <モデル事業イメージ>

### 都道府県・市・特別区

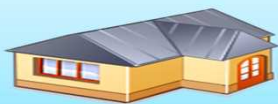


★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の全部又は一部を委託可能

### 民間団体



国

補助

## ① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

## ③ 居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

## ④ 自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

## ② 関係機関連携会議の設置等 (関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関(生活困窮者制度)

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

(JKビジネス被害者等  
家出少女・AV出演強要)

